

“こうのとりのゆりかごの子どもたち”への心理支援準備

山 崎 史 郎

Preparing a Psychological Support System for Abandoned Children
Brought Up in “Kounotori-no-Yurikago”

Shiro Yamazaki

Abstract

In this paper, the author examines the possibility of establishing a psychological support system for abandoned children who are brought up in the baby-post called “Kounotori-no-Yurikago (White Stork’s Cradle).” The founder of the baby-post emphasizes that abandoned babies should be brought up in a home environment such as a foster or adoptive family’s home. Then, it would be easier for the children to shape their identity. On the other hand, the official examination committee indicates that we need to consider how to convey the truth to the children, and how we should handle the situation when they seek information about their origin. From the research on the growth process of abandoned babies and adopted children, this paper suggests that the following points could cause difficulty for children brought up in “Kounotori-no-Yurikago”: a) the fact that they were abandoned is apparent from the very beginning of the children’s lives, b) they do not know their real parents and siblings, c) negative feelings towards the founders of the baby-post could arise, d) even if the babies were later accepted by their real mothers, the mothers would feel guilty about having left their babies at the baby-post, e) adoptive parents fear that the real parents might show up some day and try to get their children back.

As for psychological support, picture books, novels and life stories that encourage adolescent children would help them form their identity. Psychological education guides for adoptive parents and children’s peer groups would also help. Furthermore, the role of professional psychologists is crucial. It is necessary for everyone, including founders of the baby-post and the Child Guidance Center, to be aware of the whole growing process of children who are in need of help.

はじめに

熊本市の慈恵病院が設置運営する「こうのとりのゆりかご」に預け入れられた赤ちゃんも、やがては“ゆりかごの子どもたち、少年、青年、成人、老年”——となっていく。ゆりかごから始まり、時にゆりかごに向かいながらの人生となるが、設置後のこの7年間に亘って人々はゆりかごの当事者たる子どもたちについて何を思い、何を案じ、何を励ましてきたのか。子どもたちと養親、里

親、関係者（児童福祉、学校教育ほか）のために何か支援を準備することができるだろうか¹⁾。心理学分野にはゆりかごの子どもたちが成長過程で直面する課題について考察し、提言、支援を行うことが期待されている。本稿ではゆりかごの子どもたちが成長過程で向き合うことになる課題について、養親ほか関係者への支援も含めて発達心理学・臨床心理学の立場から考える。

第1章 “こうのとりのゆりかごの子どもたち”の成長について、何が語られてきたのか

(1) 設置者側論文、検証側報告、新聞報道から

「こうのとりのゆりかご（以下、ゆりかご²⁾）」とは、熊本市にある医療法人聖粒会慈恵病院が設置運営する、親が自ら育てられない新生児を匿名で受け入れるための設備である。平成19年5月10日から運用が開始され、本稿の発表時点で8年目に入っている。熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりのゆりかご専門部会（以下、熊本市ゆりかご専門部会）の直近の報告書（2014）によると、運用開始以来これまでに101人の利用があった。

ゆりかごは「望まない妊娠出産や事情の変化により自ら育てられない新生児を託す場所」として現在のところ我が国で唯一設置されているものであるが、当初、社会的に大きな反響を呼んだ。“妊娠出産の秘匿のために嬰児を殺害、遺棄する事件が起こらないためのセーフティネットとして必要”という意見や、“安易な子捨てを助長する、子どもの出自を知る権利を侵害している”とするものが見られた。設置者側は「ゆりかご」はあくまでも緊急避難のためのものであり、病院が進めている新生児相談室「SOS 赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」こそが本来のものであって、ゆりかごはその付帯設備であるとしている。

ゆりかごは新生児の命を救うためのものである。一部の子どもは預け入れから面談につながり家庭引き取りとなるものもあるが、多くは実親の手許を離れ、社会的養護の下で育っていく。ゆりかごをくぐり抜けた後の子どもたちの育ちについて、何が語られてきたか。このことについて、設置者側から発信を重ねている院長蓮田太二と相談役（前看護部長）田尻由貴子、公的立場から検証作業を行ってきた検証側（熊本県こうのとりのゆりかご検証会議<以下、県ゆりかご検証会議>、熊本市ゆりかご専門部会）の報告書の記述を調べた。また全国紙（朝日新聞）と地元の有力地方紙（熊本日日新聞）掲載記事から探ってみた。表1の通り、時期を区分した。

準備期 開設準備発表から開設まで 2006.11.9.～2007.4.30. の6か月

新聞紙上にゆりかご開設準備の記事が載り、大きな反響を呼んだ。装置の仕組み、行政の審査動向、政治の動きが報じられている。まだ概要が論文の形では発表されておらず、最初の学術論文（蓮田2007a）は次の第1期に入る。運用開始前の時点で、新聞報道によって設置理念と経緯が説明されている。これに先だって、直接の設置運営者ではなくまた本稿でいう準備期以前の2005年6月発行

表1 ゆりかご関係の時期区分

準備期 開設準備発表から開設まで 2006.11.9.～2007.4.30. の6か月

第1期 開設から県検証会議報告発表まで 2007.5.1.～2009.11.30. の約2年半

第2期 県検証会議報告発表後、熊本市ゆりかご専門部会第1回報告発表まで 2009.12.1.～2012.3.31. の約2年半

第3期 熊本市ゆりかご専門部会第1回報告発表後、第2回報告発表まで 2012.4.1.～2014.9.30. の2年半

であるが、設置者と共に歩みを進めてきた生命尊重センターによる「ドイツ赤ちゃんポスト視察記」が出版されている（田口 2005）。

設置者側 蓮田は、「(ゆりかごの) 目的は二つある。現実に命を失いかねない新生児を救うということと、経済的な困窮や家庭の事情で、子どもを育てられない親の新生児を預かり、保護することだ。匿名で預かり、親が名乗り出なければ、特別養子縁組制度などを活用する。だが、最も強調するのは『まず相談してほしい』ということ。誰にも相談できずに1人で悩む親の受け皿になり、親子が最良の選択ができるようサポートしたい」と言っている（朝日新聞 2007.2.23.）。ゆりかご児の育ちについては、「自分の親が養親であるということを知り悩むことがあれば、『あなたのお母さんは、あなたの命を助けてもらいたいという深い愛情のもとに、私たちに預けられたのです』と言ってあげたいのです。」と述べている（蓮田、同）。

検証側 この段階では県ゆりかご検証会議は組織されていない。熊本市は設置可否の判断材料として内部検討した25項目のうち、「『自分の出自を知るなど、子どもの権利の確保ほか』について設置者側の見解が必要と判断した（朝日新聞 2007.2.24.）」と報じられている。

第1期 開設から県ゆりかご検証会議報告発表まで 2007.5.1～2009.11.30. の約2年半。

文献番号 [設置者側 1,2, 3,4,18, 37, 検証側 15]

実際に運用が開始され、事態の推移に衆目が集まる。設置者側は市民、様々な分野の専門家に対して精力的に取り組みを紹介している。

設置者側 この時期の論文で、設置者側はハンセン病者の救済というそもそもその病院の由来、カトリック系病院としての使命を明らかにしている（蓮田 2007b ほか）。ゆりかごの直接のきっかけとなった生命尊重センター、円ブリオ基金の活動が紹介され、ドイツの赤ちゃんポスト視察、妊娠かつとう相談や高校生への性教育の経験が紹介されて、その後のゆりかご設置決断の経緯が明かされている。ゆりかごの設備、事例のフローチャートも詳しく解説されている（蓮田 2007a 再掲）。ゆりかご児の成長については、「肝心なのはその子どもが『誰に育てられたか』ではなく、安全かつ愛情あふれる環境で育つこと」といった支援の声を紹介し、「愛情深い家庭で育てられることが子どもにとっても家庭にとっても幸せであると考え、そのように切望しております」と述べている（蓮田 2009b）。

早い段階でドイツの匿名出産の現況を把握しており、ドイツでも賛否両論があったように我が国でも反対意見のあることを予想した上で考え抜いて決断したこと、我が国の社会的養護の体制が過度の施設依存になっており、子どもの愛着形成の点で問題があることを警告している（蓮田 2009a）。

蓮田（同）以降には、ゆりかごと並行して進めている電話相談の概況について統計を示し、①安易な性意識、②性行為の低年齢化はじめ、9点の問題を指摘している。また預け入れ件数公表の基準に沿って、蓮田（2009b、再掲）では、平成19年5月の運用開始時からその年度末平成20年3月末までの受入数17件の地域区分を紹介している。

検証側 ゆりかご運営の全般に亘って細やかに検討している（こうのとりのゆりかご検証会議 2009）。ゆりかご児の「人生についての課題」として真実告知についてどう対応すべきか、身元不明児の場合どうあるべきか、将来、子どもたちが成長して自身の情報を求めてきた時どう対応するのか検討しておくことが必要だと指摘している。アイデンティティの危機も予測され、親が判明した場合も居所が転々とすることで不安定な生活を送らざるを得なくなることへの懸念が表明されている。里親、新生児里親委託、養子、特別養子縁組について内容が関係者に周知されていないこと、児童相

談所の判断が難しいことが示され、最後に家庭引き取りの見守り・援助、特別養子縁組がなった場合のフォローの難しさが指摘されている。

新聞記事 記事数が一気に増える。想定していないゆりかご利用、想定以上の利用件数、関東まで及ぶ広範な利用があることが報じられた。家庭の事情から乳児院、児童養護施設で育った女性からの、「親が匿名の新生児を病院が引き受けることは、親が子を捨て、つながりを断つのを手助けすることになります」との批判に対して蓮田は、「幼い時につらい思いをしたから『ゆりかご』を許し難いとの気持ちは分かります。」とし、しかし産んだ子を捨て死なせる方が大きな虐待であること、命が救われたことを感謝して大人になっている人もいる、「ゆりかごが育児放棄につながるとは思わない」と述べている。「里親や養親に愛情深く育てられるかどうかが、子どもが将来悩むか悩まないかの大きな要因と思う。できるだけ早い段階で、家庭で幸せに育てられることを願う」と話している（朝日新聞 2007.11.11.）。別の記事で蓮田は、預けられた子が将来、事実を知って病院を訪ねてきたら「どんな状態だったかを話します。たとえば『寒い季節だったが、毛布にくるまれ温かい状態で預けられていた。あなたの親は子どもを救いたいという気持ちで預けたんですよ』などと伝えたい」と話している（朝日新聞 2008.5.10.）。

**第2期 県ゆりかご検証会議報告発表後、熊本市ゆりかご専門部会第1回報告発表まで
2009.12.1.～2012.3.31. の約2年半 文献番号 [設置者側 5,6,28,29,30,31,32,33 検証側 20]**

この時期も専門家向け、一般向けの講演、シンポジウムが持たれ、論文も多数執筆されている。

設置者側 ゆりかご事例が積み重なってきたことから、論文、講演で利用実態の分析が行われている。出自を知る権利については事前相談に力をいれていること、それが効を奏していることが述べられている（田尻 2010a）。ゆりかご児が乳児院で養育されている例が多く、養子縁組、里親養育が進んでいないという実態を踏まえて行政批判をし、乳児院、児童養護施設という経路では家庭の味を知らないまま愛着形成上重要な時期を過ごしてしまうことが指摘されている（田尻 2010b）。

蓮田（2011a, b）では、ゆりかごについて①出自を知る権利の侵害、②家庭的養育がなされない、③公的な経済負担が大であるという問題点を挙げ、それぞれに主張を明らかにしている。そのうち、①については命を救うことが第1であり、それは出自を知る権利に優先すること、愛情深く育てられた子どもは親の出自で悩む程度が軽く、社会生活上、前向きであること、ただいじめにあうなど不幸な出来事に出会ったりすると、親に対する怒り、憎しみ、恨みがかなり強くできているので、「重要なのは、愛情深い家庭で幸せに育てられることである」と強調している。

検証側 県ゆりかご検証会議の最終報告書を踏襲する形で、この間の預け入れに関する統計分析がなされている（熊本市ゆりかご専門部会 2012）。件数が増し、より実務的な記述が増えている。預け入れられた後の子どもの援助に関する課題としては、県ゆりかご検証会議と同じく身元が判明しない場合の養育上の困難や養育に必要な情報が得られないことへの懸念が述べられている。養育環境については、できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることが子どもの人格形成上、大変重要であると述べられている。身元が判明していない子の特別養子縁組例がこの期に初めて2例あったが、身元不明であるがゆえに縁組成立まで時間がかかったこと、身元の判明、不明にかかわらず縁組後の公的フォローが必要であることについて課題になっていることが紹介されている。

新聞報道 新聞報道では、市検証報告を受けて設置者側からの「子どものその後について、どういう努力がなされたのかの評価が欠けている（蓮田）」「（実名化を前提とした預け入れ方法の検討を求めているが）どう改善していきたいのかなどが見えず、ほんの一部の例だけを取って安易な預け入れが

あるとされている（田尻）との批判が掲載されている（朝日新聞 2012.3.30.）。預け入れの際の匿名性については、「譲歩できない。つらい状況でも遠方からゆりかごまで来るのは匿名だから。そうでなければ、地元の児童相談所などに行っているはずだ（蓮田）」とし、匿名性では子ども自身が出自を知れないリスクが伴うという問い合わせには、「日本はあまりに出自にこだわりすぎる。いかに家庭で愛されて、社会に希望を持ってもらうかが大事だ。預けられた子どもはできるだけ早く家庭に入ってほしいと思っている。救われた命がどうしたら幸せになれるかを考えてほしい（蓮田）」との批判を報道している（同）。

第3期 熊本市ゆりかご専門部会第1回報告発表後、第2回報告発表まで 2012.4.1.～2014.9.30. の2年半。文献番号 [設置者側 7,8,10,34 検証側 21]

設置者側からは引き続き、設置の理念と経緯、ゆりかごの仕組みなどが語られ、出自を知る権利の問題、法に触れないかなど検討してきた歩みが語られている。設置後5年が経過し、ゆりかごの子ども、養親家族のことが少し語られ始める。

設置者側 事前の相談の大切さを強調し、ゆりかごはシンボルであって使われないことが望ましいことが繰り返し伝えられている。ゆりかご児を特別養子縁組で我が子として育てている人の手紙を紹介し、子どもがいかに大切にされているか、養親が実親の苦しい決断を理解していること、そしてみんなが幸せを願っているんだよとの思いを込めた将来の告知への心づもりが紹介されている（田尻 2013）。「（発表時点で、）もう5年も経ちます。最初に預けられた子どもは3歳でした。もう、その子は8歳になっています。彼もきっとこのゆりかごのことを受け止めてくれています。」と子どもたちの成長ぶりが語られている。そして、「預けられた子どもが幸せになってほしい、幸せにするには、どうするべきであるかということをわたしたちは考えていかなくてはいけないと思っております」と言明している（同）。他には病院での相談事業、愛着に基づく母子関係を核にした家庭的養護の必要性が繰り返し訴えられている。

検証側 第2期報告書を踏襲し、この間の事例を加えて実務的に検証作業が行われている（熊本市ゆりかご専門部会 2014）。ゆりかごのモデルとなったドイツの赤ちゃんポストの現在の状況について、専門部会で複数の研究者を招いて意見交換してきたものがまとめられている。低体温など治療を要する子どもの割合の増加、身元不明の割合の増加、自宅出産の預け入れ割合の増加、障がいのある子どもの預け入れについて記載されている。

子どもの健全な成長の確保については、適切な養育環境としてできるだけ家庭的な環境で養育される必要性が言わされている。身元が判明しない場合、施設や里親の養育上必要な情報が得られないことへの懸念が書かれ、また「誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自がわからないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになり、精神的なケアを継続して行う必要がある」としている。

以上、この7年有余の期間の設置者側、検証側の発言を見た。設置者側はゆりかごに預け入れられた子どもたちの成長について、愛情をもって育てることで出自の問題に悩む程度も軽くなると述べている。年数を重ね、受入数が増えてきて分析の記述も少しづつ増加している。検証側に対し「子どものその後について、どういう努力がなされたのかの評価が欠けている」ことを批判し、早期から特別養子縁組による家庭的環境を用意することが大事だと一貫して述べている。さまざまな困難の中で設置を決意し批判を覚悟しながらもともかくも赤ちゃんの命を救うことを最優先とし、後のこととは人々の善意と理解、努力により何とか克服したいと考えてきたことがわかる。ゆりかご児の

その後の処遇の情報は制度上、設置者側に伝えられていないため詳しく検討できる立場なく、そのため子どもたちの成長についての叙述はあまりない。

検証側はゆりかご児の成長について、「人生についての課題」として真実告知についてどう対応すべきか、身元不明児の場合どうあるべきか、将来、子どもたちが成長して自身の情報を求めてきた時どう対応するのか検討しておくことが必要だと指摘し、アイデンティティの危機にも触れている。身元が判明しない場合の、施設や里親における養育上の困難、必要な情報が得られないことへの懸念が述べられている。養育環境については設置者と同様に、できるだけ早い時期から家庭的環境で養護されることが子どもの人格形成上、大変重要であるとしている。身元が判明していない子どもについては、「誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自がわからないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになり、精神的なケアを継続して行う必要がある」とし、身元判明、不明にかかわらず縁組後の公的フォローの必要性について課題となっていることが紹介されている。

(2) ゆりかご児の成長に関する新聞記事キーワード検索

ゆりかごに関してどう関心が向けられたかを知るため、上記2紙の各時期に報道された記事を調べた。ゆりかご記事の初出はいずれも2006年11月9日、慈恵病院のゆりかご設置計画を報じるもので、これを含めて2014.9.30までに朝日新聞262件、熊本日日新聞818件の記事がある。第1期設置当初に大きな関心の盛り上がりが見られた。次に子どもたちの成長に関する話題について、関心の変化や高まりがあるか見るため、「こうのとりのゆりかご³⁾」と子どもの成長に関するキーワードを含む記事を検索したところ、表2-1、2のようであった。キーワードの期ごとの増減傾向では特に期を追って顕著に増加していくものはなかった。件数が少ないものは表の下に記したが、特にアイデンティティのキーワードを含む記事はわずかに2件（朝日新聞）と4件（熊本日日新聞）で、それぞれ別の記事であるが、識者インタビューで触れている専門家は元児童相談所児童心理司、児童福祉司である臨床心理士、社会福祉士であった。ゆりかごについては全般的に報じられており、年数を重ねて特に子どもの成長に関心が向いてきているとは読み取れなかった。

表2-1 新聞報道における子どもの成長のキーワードを含む記事件数（朝日新聞）

区分	全件数	準備期	第1期	第2期	第3期
始まり		2006.11.1	2007.5.1.	2009.12.1.	2012.4.1.
終わり		2007.4.30.	2009.11.30	2012.3.31	2014.9.30.
月 数		6 M	31 M	28 M	30 M
件 数	262	28	129	57	42
特別養子縁組	40	5 0.18	15 0.17	13 0.22	7 0.17
里 親	40	3 0.11	17 0.13	13 0.23	7 0.17
出 自	35	9 0.32	12 0.09	8 0.23	6 0.14
乳児院	28	4 0.14	17 0.13	4 0.07	3 0.07
児童養護施設	23	2 0.07	8 0.06	5 0.09	8 0.19
成 長	16	2 0.07	8 0.06	6 0.11	0 0.00

表2-2 新聞報道における子どもの成長のキーワードを含む記事件数（熊本日日新聞）

区分		準備期	第1期	第2期	第3期
始まり		2006.11.1	2007.5.1.	2009.12.1.	2012.4.1.
終わり		2007.4.30.	2009.11.30	2012.3.31	2014.9.30.
月 数		6 M	31 M	28 M	30 M
件 数	818	128	426	126	128
特別養子縁組	94	6 0.05	46 0.11	13 0.10	29 0.27
里 親	83	13 0.10	40 0.09	17 0.13	13 0.10
出 自	85	7 0.05	31 0.07	16 0.13	31 0.24
乳児院	71	8 0.06	41 0.10	15 0.12	7 0.05
児童養護施設	71	8 0.06	33 0.08	13 0.10	17 0.13
成 長	54	5 0.04	23 0.05	14 0.11	12 0.09

キーワード下段は月毎の平均記事件数

朝日新聞 初出 2006.11.09. 全 262 件

棄児 9、実親 0、思春期 4、告知 1、アイデンティティ 2

熊日新聞 初出 2006.11.09. 全 818 件

棄児 28、実親 25、思春期 20、告知 11、アイデンティティ 4

(3) 子どもたちはどのような態様で日々を過ごしているか

子どもたちは現在、どのような態様で日々を過ごしているのか。養育状況の推移については直近の報告書に掲載されているが（熊本市ゆりかご専門部会 2014）、表が複雑なので同じものを改めて分解して表示した（表3、表4-1～7）。それぞれの年度に預け入れられた子どもたちが3回の報告書集計時点でのどのような態様で過ごしているかを示している。

全101件中、身元が判明しているもの82件、身元不明の子どもが19件（26年3月31日現在）である。身元はゆりかごに預け入れられた直後はわからなくても、実親の名乗り出や社会調査で遅れて判明してくるものがある。身元が判明したものは親の居住地の児童相談所に身柄ごとケース移管され、その後は通常の要保護児童として対応される。里親等委託率は全国平均で14.8%（平成24年度末：厚生労働省2014）であるが、ゆりかご児の場合、家庭引き取りになった子どもと特別養子縁組に至ったものを除いて乳児院等施設と里親委託を比較すると、里親委託率が36%程度となる。乳児の

表3 ゆりかご児の生活の態様（熊本市専門部会第三期報告書を改変）

	全体 101 件		身元判明 82 件		身元不明 19 件	
乳児院等施設	30 件	29.7%	23 件	28.0%	7 件	36.8%
里親	19 件	18.8%	13 件	15.9%	6 件	31.6%
家庭引き取り	18 件	17.8%	18 件	22.0%	0 件	0%
特別養子縁組	29 件	28.7%	23 件	28.0%	6 件	31.6%
その他	5 件	5.0%	5 件	5.1%	0 件	0%

ここで数値の増加や減少は「各年度に預け入れられたゆりかご児のグループ」について言っているのであり、個々の子どもが何人、別の枠に変更になったといった動きはこの表では読み取れない。例えば平成19年度には全部で17名の預け入れがあり、その内、平成21年9月30日時点では乳児院に7名、同23年9月30日にはそれが5名、さらに同26年3月31日には3名になっていると見る。表4-1～7で上段が身元判明児、下段が身元不明児である。

表 4-1 19 年度身元判明児・不明児の養育状況

19 年度	① 21 年 9 月 30 日	② 23 年 9 月 30 日	③ 26 年 3 月 31 日
乳児院等施設	6 1	5 0	3 0
里親委託	2 6	3 5	4 4
家庭引き取り	1 0	0 0	0 0
特別養子縁組	0 0	1 1	2 2
その他	1 0	2 0	2 0
計	10 7	11 6	11 6

表 4-2 20 年度身元判明児・不明児の養育状況

20 年度	① 21 年 9 月 30 日	② 23 年 9 月 30 日	③ 26 年 3 月 31 日
乳児院等施設	16 1	5 1	4 1
里親委託	2 2	8 1	4 0
家庭引き取り	3 0	5 0	5 0
特別養子縁組	1 0	4 1	9 2
その他	0 0	0 0	0 0
計	22 3	22 3	22 3

表 4-3 21 年度身元判明児・不明児の養育状況

21 年度	① 21 年 9 月 30 日	② 23 年 9 月 30 日	③ 26 年 3 月 31 日
乳児院等施設	5 3	4 0	2 0
里親委託	0 0	2 1	4 0
家庭引き取り	1 0	3 0	3 0
特別養子縁組	0 0	4 0	5 0
その他	0 0	1 0	1 0
計	6 3	14 1	15 0

表 4-4 22 年度身元判明児・不明児の養育状況

22 年度	① 21 年 9 月 30 日	② 23 年 9 月 30 日	③ 26 年 3 月 31 日
乳児院等施設		6 1	4 0
里親委託		4 2	0 1
家庭引き取り		4 0	5 0
特別養子縁組		0 0	5 1
その他		1 0	2 0
計		15 3	16 3

表 4-5 23 年度身元判明児・不明児の養育状況

23 年度	① 21 年 9 月 30 日	② 23 年 9 月 30 日	③ 26 年 3 月 31 日
乳児院等施設		4 1	3 0
里親委託		0 0	0 0
家庭引き取り		1 0	3 0
特別養子縁組		0 0	1 1
その他		0 0	0 0
計		5 1	7 1

表 4-6 24 年度身元判明児・不明児の養育状況

24 年度	① 21 年 9 月 30 日	② 23 年 9 月 30 日	③ 26 年 3 月 31 日
乳児院等施設			4 0
里親委託			1 1
家庭引き取り			2 0
特別養子縁組			1 0
その他			0 0
計			8 1

表 4-7 25 年度身元判明児・不明児の養育状況

25 年度	① 21 年 9 月 30 日	② 23 年 9 月 30 日	③ 26 年 3 月 31 日
乳児院等施設			3 6
里親委託			0 0
家庭引き取り			0 0
特別養子縁組			0 0
その他			0 0
計			3 6

措置については例えば愛媛県で平成 25 年度委託された子どものうち乳児院への措置 43 名、0 歳児の里親委託 3 名（里親委託 6.5%）（渡部 2014）、また、長く新生児里親委託に取り組んでいる愛知県で、平成 17 年度から 21 年度の 5 年間で 7、12、10、8、6 名の新生児里親委託がなされ、比率では平成 22 年度で 23.2%（0～2 歳児の里親委託）となっている（厚生労働省 2011）。この数値を見ると、ゆりかご児の家庭的養護の比率は十分ではないかもしないが、相対的には高い。

特別養子縁組では、6 か月の観察期間が置かれる。実質上は親子のように暮らしている場合も制度上は里親となっている場合がある（特別養子縁組請求前の期間も実態があれば期間に算入できるが）。身元不明児の場合実親の同意は当然求められない。ゆりかごの場合、匿名で相談にも繋がらないと親の意図がわからない。「育てられないので代わりに面倒を見てもらいたい」という場合や「条件が整うまではしばらく預かってほしい」という場合がある。実母ではない者による預け入れもあり、実母の了解があるのか不明の場合もある。実際にしばらく期間が経過した後の突然の名乗り出もあるため慎重にならざるを得ない。よって押し並べて特別養子縁組の成立が遅いという批判は当たらないが、家庭裁判所から特別養子縁組の正式決定が下りた時に養父母が真に安堵するということから、どこかに懸念を抱えながらの育児については見えない精神的負担があると言えよう。

身元不明児では当然、家庭引き取りがない。家庭引き取りは判明児では 18 件、22.0% と無視できない数字である。適切な支援、情報があれば実親の下で育てられる可能性があるかもしれないが、匿名、身元不明児では最初から可能性が除外されている。もちろん、十分なアセスメントを欠いた家庭引き取りが事件事故に繋がる危険性があるのは、報告書も教えているところである。専門部会の報告書ではゆりかごの子どもたちの暮らしぶり、成長の様子までは調査されていない。その必要性、方法、倫理上の問題を含めて検討課題となる。

第 2 章 ゆりかごの子どもたちが直面するかもしれない問題と心理支援の可能性

（1）ゆりかご児の直面するかもしれない問題

ゆりかご児は本稿発表時点でまだ 10 歳以下であり、出自に関する深い問い合わせを持ったり、行動を起

こしたりする段階ではない。しかし、すでに101名の子どもたちの一部は幼児期段階での告知を受けている。ゆりかごに託されたということは、社会的には棄児であることを意味する。一般にこのような形で人生が始まった人々はどんな思いを抱き、そのことをどう考えながら過ごしていくのだろうか。

1) 著名な医師であるKさんは全国紙の新聞連載記事で、自らの棄児としての生い立ちを語っている。養子であることを知ったのは成人してずっと後のことであったが、そこから養父母とのつながりを改めて見つめ直していく様が語られている。(朝日新聞夕刊 2013.7.29 ~ 8.2)

2) 自身の実親探しのいきさつを記した本の著者Nさんは実際には実親から養親に受け渡された養子であるが、かつては全国紙に「赤ちゃんあげます」という広告が掲載されており、これらはていよい捨て子であると断じている。実親探しを続けてようやく母であると確証を持てる人を見つけて会うことができたが、その後その人から「実親であること」を否認された経緯とその思いが書かれている。

3) 法定外の貸金業を営む日々を描いた本の著者Tさんはその生い立ちについて、捨て子であり施設で育ったと述べている。文脈から児童福祉の世界ではよく知られた施設であると推測されるが、そこで暮らしぶりと当時の思いがノンフィクションとして記述されている。

4) 全国紙の投書欄で公園のベンチに置き去りにされた生い立ちを実名で明かし、ゆりかごに関して子どもは将来、親が迎えに来る日を必ず待つものと語るものがあった。自身はもう初老期を迎えており、親を待つ気持ちが変わることのないことを綴ってある。(朝日新聞朝刊 2007.6.21)

5) 家庭養護促進協会の小冊子「ルーツを探る(2004)」には棄児である子を養子として育てている養親3人と棄児であることを認めている女性(仮名)の、協会インターネット会議室でのやりとりが掲載されている。この冊子を編集した事務局の岩崎は、一部の人はルーツを知りたいと思うしさらに一部は実際に行動を起こすが、子どもの置かれた状況や考えによってみんなが探したい気持ちに駆り立てられるわけではないことを記している。家庭養育促進協議会では長く養子の実親探しの相談に乗ってきており、実親探しは「20歳まで待て」と助言しているという。探したい気持ちはわかるが聞くと本人が辛い思いをするかもしれない、その思いを乗り越えるだけの成長が認められるまでは避けた方がよいとの考え方からである。

実親の下を離れて成育していく子どもたちの条件は個々に異なっているが、すべてのゆりかご児はゆりかごを経由している。そのことがもたらす具体的な影響は見通せないが、「ゆりかごバイアス」ともいすべき共通性について考えておきたい。

養子である人のアイデンティティの生涯発達については、エリクソンに基づいた森(2010)の研究がある。そこでは生みの親と育ての親を持つことから発生する各段階での特有の課題のあることが明らかにされた。幼児期は「養親と養子の蜜月の時期」であり、学童期には「自分の成育歴への疑問」が、青年期には「生みの親へのアプローチ」が始まるとした。成人期には「血縁の家族の構築」という自身の課題に向き合うが、「生みの親から育ててもらえたことが反面教師となり」、その上で「養親から愛情を込めて養育してもらったことが子どもを育てる時の土台であり支え」となって、「改めて養親への感謝の思いを抱く」としている。

古澤(2003, 2005)は非血縁ということが社会的ステigmaとなる我が国の現実の下で「(養子であるという)真実を知った時の本人の混乱と不信は計りしれないものとなる。」ことから、幼児期からのテリング(真実告知)を重視している。また実親との交流を維持していくオープンアドプロションの

可能性を研究している。

児童養護施設で暮らす子どもたちへの心理支援は近年の臨床心理学のトピックの一つである。子どもたちがなぜここで暮らすことになったのか、そのライフストーリーを構築し大切な人たちと共に共有する取り組みが行われている（樋原 2010）。ゆりかご児の場合はその最初のページ、すなわち実母が身ごもり誕生を迎える、そしてゆりかごに至る歩みを語り聞かせるところが空白になってしまう。アイデンティティの核たる部分が埋まらないという現実に対して、子どもが深く傷つくことのないようしなければならない。

ところで、ロシア、旧ソ連の心理学者ヴィゴツキー（Vygotsky, L.S.）は「子どもの発達の年齢的区分の問題（1972）」という論文で、他のいくつかの年齢と合わせて、「13歳の危機」という概念を提起した。これは学童期から少年期への移行を指しており、ここで「直観性から理解と演繹への認知の転換が起こる」。このような時点が成長における分岐点、転換点であり、そこで「発達の路線」が切り替わる。これを境に少年期には大きな成長が見られるが同時に停滞や退行も起こりうるので、このような時期を「危機の時期」と呼んでいる。危機の時期には教育困難性が現れる。ここでの教育は家庭教育を含むが、子どもが成長してものの見方、考え方方が変わってくるので、周囲の者もそのことを組み入れて関係性を調整していくないと「接し方が難しくなる」、大人からすると「扱いづらくなる」ということを言っている。

ヴィゴツキーは大学卒業時に第一次世界大戦、ロシア革命、内戦、混乱を経験した。親の死亡、失踪、凶悪犯罪、アルコール依存など精神疾患が頻発し、子どもも戦災孤児となったり、少年犯罪や少女売春に関与したりストリートチルドレン化するものも多数あった。この社会経験を踏まえながら、ヴィゴツキーは時代の要請もあって、（新しい社会主义国家の下での）児童学を構想していく（山崎 2005）。ヴィゴツキーから引き出される理論の特徴の一つは心理の社会的構成を強調することであり、人がすでに言説がひしめき、せめぎあう場に参入する中での心理発達を捉えようとする。それを敷延するとアイデンティティも関係性の中で構築され、変化していくと考えることになる。少年期は欧米近代でモデル化された知的な若者のような、不安、苦悩に揺れ動く時期としては描かれてはいない。むしろ、大いなる飛躍の時期として肯定的に記述されている。ヴィゴツキーを引く理論の視点では、13歳の危機の時期にあたって、誰しもが家族、仲間、他者、社会の言説の中でのアイデンティティ構築やその揺らぎが現れるが、諸条件に恵まれないと停滞や退行が見られるものとして語られることになる。全く別にブロンfenブレンナー（Bronfenbrenner, U. 1971）も生態学的心理学理論の立場から、家庭というミクロシステムを越えた所での様々な他のシステムからの影響（メゾシステム、エクソシステム、マクロシステム：家庭、学校、地域、職場、現代社会）を強調している。我々はゆりかごの子どもたちが「情愛溢れる暖かな家族の下で」育つよう願わざにはおれない。しかし、誰もが知っているように子どもは家族の間だけで育つわけではない。「とにかく子どもの命を救い、そして幸せを願う。“情愛溢れる理想の家族”が本来的に失われているのであるから、それにそっくりそのまま当てはまる養親家族を探すことが大事だ。愛されて育てば、思春期の困難も乗り越えられる」という設置者側の思いはしっかりと伝わるが、さらに踏み込んで考えて行く必要がある。

次の青年期についてヴィゴツキーは成人期に先駆ける時期として位置づけているが、この時期を理解するには別の原理が必要であるとして直接には触れていない。結婚、家族、子どもをもつことなどのライフイベントに向き合う中で、実親、養親の立場への見方の変化や関係性の調整（位置どりのし直し）が起こり、生きていく上で解決の必要な課題として見えてくることがあるのだろう。

「子どもという立ち位置からの思慕、空想や反発」を越え、「自分が親として受け止め理解していく可能性へのほのかな予感」に気づかれたりするのだろうと推測される。ヴィゴツキーの影響を受けているレイブとウェンガーの正統的周辺参加理論 (Lave, J. & Wenger, E.1991) ではアイデンティティを共同体の成員性の獲得とし、一面的なアイデンティティの内化論を批判している。最初はそれぞれのシステムの周辺にありながら求められている規範の知識と技術を獲得し、他の成員に認められる成員性を徐々に獲得していく。からかいやいじめによって疎外感を強め、社会的に有用な規範の獲得に肯定的になれなかった場合、コミュニティや様々な社会組織の周辺から少しづつ役割を身につけていくことにつまずきをみせるかもしれない。俗にいう社会に馴染めないこと、ひがみやいじける、負い目を感じるなどはコミュニティにおけるアイデンティティ獲得プロセスとして捉え、個人や家族の属性に帰属させるのではない理解の方向性が試されて良い。

上記のことを踏まえ、ゆりかごの子どもたちについて次のことが気遣われる。

a) **人生の始まりにゆりかごが登場すること** 子どもたちは自身のルーツを探っていくとゆりかごに辿り着く。それが児の中でどう意味づけられていくのかが重要な点となる。おそらく何度も揺れを繰り返し、成長の過程で意味づけも変化していくに違いない。社会のゆりかごへの見方や養親や児童養護施設長などケアを提供する人たちがこれをどう受け止めどのように伝えてきたかによっても影響を受ける。広く世間にあっては、ゆりかごの子どもたちへの誤解や無理解、心ない発言により子どもたちが傷ついたりすることもあるかもしれない。

b) **実親のこと、きょうだいのことがわからないこと** 身元不明の場合、ゆりかご以前については知りようがない。「捨てられた」「祝福されて生まれてきたのではない」として失望、怒りが生まれるかもしれない。それは実親に向けられるはずのものであるが、身近な人々に向くこともある。わからないことは親族のことだけでなく、自身の将来にも及ぶ。父母、祖父母、きょうだいなどの遺伝学的情報を得られず、身近に生活しているモデルを得られないことから、将来の自身の健康や暮らしぶりについてのイメージや成人、高齢者像についてつかみづらくなる。

c) **ゆりかご設置者への思い** 設置者の善意にもかかわらず、ゆりかごの存在が「棄児を容認している」「促している」と解釈される可能性がある。もし子どもが「ゆりかごのために自分が親元で育つ機会が奪われた、一目会ってみたいと思ってもそれも叶わなくなった」と思ったとしたら、その子どもにどう声をかけられるのか悩ましいことである。

間接的影響 子どもに直接影響を与えるのではないが、実親、養親、関係者を通して間接的に影響を与えるものとして、次のものが考えられる。

d) **家庭引き取りとなった場合、親に「子どもをゆりかごに入れた」ということが心に残ること** 家庭引き取りとなった場合、子どもにはゆりかごのことは伝わらない。一方、子どもを遺棄したことは親の記憶に残る。そのことが実親の子どもへの思い、関わり方に影響する可能性がある。

e) **将来の、実親の名乗り出への懸念** 身元不明児では実親の承諾の得ようがないため、特別養子縁組を進めるにあたり慎重に対応される。もとより遺棄、虐待の場合同意は不要であるし家庭裁判所が子どもの福祉のために親子として認めるものであって、実際に身元不明児も何件も認められている。しかし、日常場面では、養親はいつか実親が出てきて子どもが奪われないか、また子どもが混乱しないか不安に感じ、負担となることがある。

(2) ゆりかごの子どもたちの健やかな成長のための心理支援の可能性

1) こどもたちのアイデンティティ形成に役立つ絵本、小説、ライフブックなど 子どもたちは成長し出自の問題に向き合う。実親を知りたい気持ちは当然に生まれてくる。実親への思いがあっても確かめようのない場合もある。しかし、子ども自身が生きていく上で、自身の生い立ちについての物語が必要なことは明らかである。告知を受けて自分で境遇を理解していくのに役立つ絵本や読みやすい小説が有用である。ゆりかごを題材とした心にぴたりと納まる物語は善意と才能のある人が用意してくれるだろう。子どもたちが自身の成長の空白を埋める作業をするのに役立つものが提供されなくてはならない。“ゆりかごの子どもたちのためのライフブック”は該当数が少なく専門的に開発されていくものではないかもしれないが、考えておくことが大切である。

非血縁の家族を新しく構成していくのに役立つ、養親向けの心理教育ガイドがあると良い。通常の幼年養子縁組に加えて、こうのとりのゆりかごについてどう告知されるべきかなど、養親が考えを決めて行く際に参考になる。

2) 当事者のピアグループ、集いなど 将来、当事者のピアグループや養親の集いなど、当事者が心を許して交流する場を持つ機運が生まれれば支援する。子どもたちや養親がいろいろと相談したい時、ちょっと安心したい時など、ピアグループであれば体験的に分かってもらえるので役立つ。当事者の絶対数が少ないと、全国に分散していること、斡旋団体も一つではないことから難しさがある。

3) 心理専門職の仕事 子ども、養親、児童施設関係者らに困りごとがあって専門的相談が必要であれば児童相談所の児童心理司（臨床心理士）に相談できる。ゆりかご児は絶対数が少なく、対象者が全国に散らばっているという条件からすると、何人ものカウンセリングに与ってきたという経験豊かな心理職を想定することは難しいが、情報交換したり、ガイドを参照したりするなどしてそれに職務に当たることになる。

おわりに

こうのとりのゆりかごは現代社会に生まれたものであり、人々にはゆりかごの子どもたちを見守り、目を逸らせてはならないという思いがある。一方、養子縁組、特別養子縁組が成立すると法的に通常の親子関係になり児童相談所の措置は解除される。ゆりかご児であることは核心のプライバシーであり、養親からは支援の申し出は余計な介入とされる場合がある⁴⁾。そうであれば支援者は当事者、養親、関係者の意志を尊重しながら、しかし、もし支援を求められたら速やかに向き合い、その訴えがどのような意味を持っているのか深くわかるようありたい。心理職も、法曹関係や福祉関係ほか多くの専門家と協力しながら、親子関係の調整、アイデンティティ問題、さらに当事者である人たちがパートナーを見つけ自身の家族を築いていくそのプロセスでの困難にカウンセリングの知識や技術で貢献できよう。危惧されるのは、ゆりかご児の場合、設置者が責任をもって子どもを未来に繋いでいくことが制度上できず、「棄児の第一発見者」とのみ位置づけられているに過ぎないこと、熊本市児童相談所も身元が判明した子どもについては身柄ごと各児童相談所にケース移管することから全事例に責任をもつのではなく、子どもたちが分散しさまざまな経験と知識の蓄積が進まないことである。つまり、どこにも心を寄せる人々の支援のつながりが成り立たず、子どもたちが直面するかもしれない問題が当事者である個人や家庭の努力に帰せられて、社会から見えなく

なるということである。数年後、慈恵病院のゆりかごの前に、そして児童相談所の玄関先にゆりかごの子どもたちが立ち、問いかけてくる。これにきちんと向き合い、伝えるべきものを持っていなければならない。

- 1) ゆりかごの子どもたちの成長過程を検証することは可能か、そもそも検討すべき事項か否かについて、直接調査をするには子どもや関係者に説明を必要とする。そのこと自体が子どものありように影響を与える可能性がある。しかし、検証の一環として、方法上の工夫、倫理的配慮が必要であるが調査はしなければならない。「ゆりかごは結局良かったのか」という問いへの答えは、子どもたちが幸福に生きられたかということに大きく依存する。ゆりかごの子どもたちの成長、適応状態について客観的に研究するというよりも、成長過程において様々な困難が予測されるのであればその乗り越えを支援する準備、方法を用意しておくのが倫理に叶う。子どもたちに直接働きかけられない場合、養親や状況を理解している人々への調査、支援を考えるべきであろう。
- 2) こうのとりのゆりかご、赤ちゃんポストなどの用語について、“こうのとりのゆりかご”は固有名詞であり、このような自ら育てられない新生児を匿名で受け入れる機能をもつ設備を指す普通名詞は確立していない。マスコミ報道では「赤ちゃんポスト（こうのとりのゆりかご）」「こうのとりのゆりかご（赤ちゃんポスト）」が用いられている。設置者側、検証側も「赤ちゃんポスト」の呼称が使われることに懸念を持っている。「新生児匿名受け入れ窓口」といった普通名詞が確立してくることが望ましい。
- 3) 検索の際、「赤ちゃんポスト」でも調べてみたが、呼称が確立していない比較的初期と、中国ほか外国の事例を指す時、また話題となったテレビドラマとの関連で「赤ちゃんポスト」が単独で使われる他は、文字数の制限や一般人の発言を引用する場合などを除いて、赤ちゃんポスト（こうのとりのゆりかご）、こうのとりのゆりかご（赤ちゃんポスト）がよく使われている。両方にわたって調べる必要はなかった。
- 4) 湯沢（2012）は岡山県のあっせん団体の事例の追跡調査を行ったが、その団体の封筒で養親に質問紙を郵送したところ、「二度とこの団体の名称で郵便物を出さないでくれ」「今度やったら訴えてやる」と苦情を言われたと書いている。

参考文献

1. 蓮田 太二 2007a いのちの尊さ—「こうのとりのゆりかご」への取り組みについて—助産雑誌 61 (5), 422-428.
2. 蓮田 太二 2007b 「赤ちゃんポスト」設置の決意 Voice 355. July 114-119.
3. 蓮田 太二 2009a 「こうのとりのゆりかご」(通称・赤ちゃんポスト) が示すもの(特集 いのちの尊さを伝える) 教育と医学 57 (3), 273-281.
4. 蓮田 太二 2009b こうのとりのゆりかごへの思い—命をつなぐ 日本重症心身障害学会誌 34 (1), 11-18.
5. 蓮田 太二 2011a 平成の赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」—その経緯と意義(特集 子どもを護る—社会的不利への介入と支援) 公衆衛生 75 (3), 212-216.
6. 蓮田 太二 2011b こうのとりのゆりかご特集セッション 特別講演 いのちをつなぐ(特集 [日本子ども虐待防止学会] 第16回学術集会(くまもと大会)) 子どもの虐待とネグレクト 13 (1), 6-14.
7. 蓮田 太二 2012 「こうのとりのゆりかご」からみた児童虐待と子育て(シンポジウム [1], 児童虐待死亡事例からみた母性衛生の意義(役割)) 母性衛生 53 (3), 46.
8. 蓮田 太二 2013 「こうのとりのゆりかご」からみた児童虐待と子育て(第53回日本母性衛生学会学術集会シンポジウム [1] より, 児童虐待死亡事例からみた母性衛生の意義(役割)) 母性衛生 54 (1), 5-11.
9. 井上寿美 2012 親と子どもの関係を変化させる仕組みとしての「こうのとりのゆりかご」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 第15巻第2号 13-21.
10. 医療法人聖粒会慈恵病院 2013 「こうのとりのゆりかご」は問いかける—子どもの幸せのために—熊本日日新聞社
11. 家庭養護促進協会 2004 『ルーツを探る』社団法人家庭養護促進協会大阪事務所
12. 古澤頼雄 2003 非血縁家族における若年養子へのテリングー育て親はどうのように試みているか 中京大学

- 心理学研究科・心理学部紀要第3巻第1号 1-8.
13. 古澤頼雄・富田庸子・塙田城みちる 2004 育て親が生みの親の存在を子どもに伝え続けること—Open Adoptionにおけるテリングをめぐる発達支援 研究助成論文集 (40) 132-141.
 14. 古澤頼雄 2005 非血縁家族を構築する人たちについての文化心理学的考察—その人たちへの社会的ステigmaをめぐって 東京女子大学比較文化研究所 66, 13-25.
 15. こうのとりのゆりかご検証会議 2009 「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの—こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告—熊本県少子化対策課
 16. 厚生労働省 2011 新生児里親委託の実際について (愛知県) 第1回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会議事録 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011cpd-att/2r98520000011dif.pdf>
 17. 厚生労働省 2014 社会的養護の現状について (参考資料) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf
 18. 熊本県立大学編著 2009 「こうのとりのゆりかご」を見つめて 熊本日日新聞社
 19. 熊本日日新聞「こうのとりのゆりかご」取材班 2010 摺れるいのち—赤ちゃんポストからのメッセージ 旬報社
 20. 熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりのゆりかご専門部会 2012 「こうのとりのゆりかご」検証報告書 熊本市健康福祉子ども局
 21. 熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりのゆりかご専門部会 2014 「こうのとりのゆりかご」第3期 検証報告書 熊本市健康福祉子ども局
 22. レイブ, J. & ヴェンガー, E. 1991『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加』(佐伯胖訳 1993 産業図書)
 23. 森和子 2005 養親子における「真実告知」に関する一考察—養子は自分の境遇をどのように理解していくのか 文京学院大学研究紀要 vol.7, No1, 61-88.
 24. 森和子 2010 養子の成長発達のプロセスに関する一考察一生みの親と育ての親との関係性の変化に注目して 文京学院大学人間学部紀要 vol.12, 189-209.
 25. 楢原真也 2010 児童養護施設におけるライフストーリーワーク—子どもの歴史を繋ぎ、自己物語を紡いでいくための援助方法 大正大学大学院研究論集 34, 1-20.
 26. 樂木章子 2010 「養親—養子」家族における「産みの母」の位置—核家族への示唆 集団力学 第27巻 1-16.
 27. 田口朝子 2005 「赤ちゃんポスト」遠藤順子ほか『手間ひまかける 気を入れる』一家族が家族であるために 第7章 4, pp175-210 女子パウロ会
 28. 田尻 由貴子 2009 「こうのとりのゆりかご」を通して考える生命 (平成21年度尚絅公開講座講義録 人間探求—今を輝くために) 尚絅公開講座講義録 2009 年度, 16-25.
 29. 田尻 由貴子 2010a 『こうのとりのゆりかご』の実践と相談事業[含 質問と意見交換] (赤ちゃんポストの日 独比較) 新しい家族 (53), 58-75.
 30. 田尻 由貴子 2010b 「こうのとりのゆりかご」が問いかけるいのち 小児保健研究 69 (2), 181-188.
 31. 田尻 由貴子 2010c 「こうのとりのゆりかご」の相談業務に取り組んで (特集「こうのとりのゆりかご」と子どもの権利・人権) 子どもの虐待とネグレクト 12 (2), 179-187.
 32. 田尻 由貴子 2011 命をつなぐ「こうのとりのゆりかご」(特集 生と性) — (児童福祉における性教育と生命(いのち)の教育) 世界の児童と母性 71, 87-93.
 33. 田尻 由貴子・綿引 伴子 2012 日本家庭科教育学会 第54回大会報告 講演会・対談「こうのとりのゆりかご」が問いかけたもの:家庭科教育への期待 日本家庭科教育学会誌 54 (4), 267-270.
 34. 田尻 由貴子 2013 第22回日本新生児看護学会学術集会 特別講演 赤ちゃんポスト“こうのとりのゆりかご”から見えてくる家族の原点 日本新生児看護学会誌 19 (1), 2-9.
 35. 高木光太郎 1999 正統的周辺参加論におけるアイデンティティ構築概念の拡張—実践共同体間移動を視野に入れた学習論のために 東京学芸大学海外子女教育センター研究紀要 (10), 1-14.
 36. 富田庸子・古澤頼雄・塙田城みちる 2006 非血縁家族における子どもの自分史形成への発達支援—育て親によるテリングをめぐる探索的検討 研究助成論文集 (42) 66-75.
 37. 塙林 敬規・蓮田 太二・田尻 由貴子 2008 「こうのとりのゆりかご」をとおして さぼーと 55 (6), 31-37.
 38. ヴィゴツキー, L.S. 1927 子どもの発達の年齢的区分の問題 心理学の諸問題第2号 (柴田義松・森岡修一訳

- 『児童心理学講義』1976 明治図書)
39. 渡辺節也 2014 新生児里親委託について <http://www.matsuyama.jrc.or.jp/c/sanfujinka/files/2014/07/04.pdf>
40. 山崎史郎 2005 『児童青年期カウンセリング—ヴィゴツキー発達理論の視点から』ミネルヴァ書房
41. 湯沢雍彦 2012 乳幼児期に成立した特別養子に対する真実告知の現状 新しい家族：養子と里親の研究 (55) 85-103.
42. ブロンフェンブレンナー, U. 1971 『二つの世界の子どもたち—アメリカとソ連のしつけと教育』(長島貞夫訳) 金子書房
第2章 (1) 関係
43. 野沢久子 1991 『私は捨て子だった』草思社
44. 高木賢治 2005 『ブルったらオシマイ』光文社

(熊本学園大学社会福祉学部教授)